

環境にやさしい農業に取り組んで みどり認定を受けませんか？

—税制優遇や融資特例などのメリットもあります—

みどり認定とは、以下のいずれかに取り組む農業者(個人・団体)が作成した計画を県が認定するものです。 ※取組は1つでも可

土づくり、化学肥料、
化学農薬の使用量低減

有機農業の取組※

ちばエコ農業の取組※

特別栽培農産物の取組

土づくり+化学肥料&
化学農薬の使用低減の
取組(土壌診断が必要)

※有機JASやちばエコの認定は不要

温室効果ガスの
排出量の削減

施設栽培における
省エネ機器や
施設、設備の導入

水田の秋耕

作業効率化を可能
とするスマート
農機の導入

など

農林水産大臣が
定めている事業活動

バイオ炭の施用

プラスチックの
削減

水田の冬季湛水

家畜ふん尿中NP
の環境負荷低減

など



堆肥散布



天敵活用



ヒートポンプの導入



水田の秋耕



生分解性マルチの利用

みどり認定のメリット

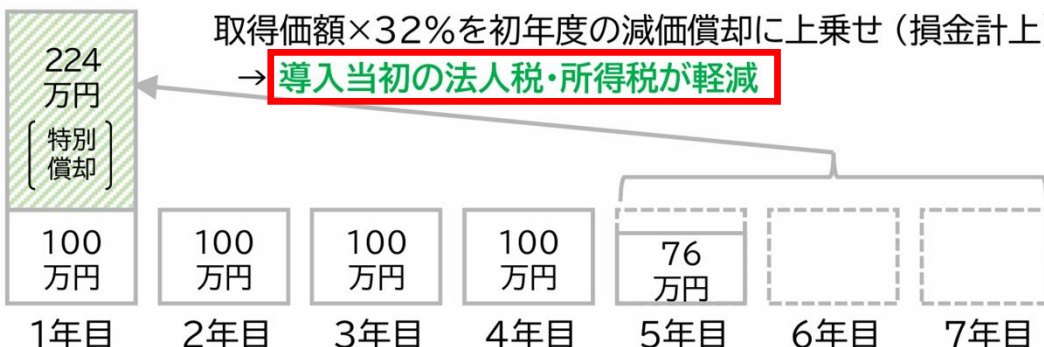
①計画に従って、化学肥料・化学農薬の使用低減に必要な
設備等を導入した場合に、**所得税・法人税が優遇**されます。

【特別償却のイメージ】

700万円・耐用年数7年の農業機械を導入 ※定額法の場合

取得価額×32%を初年度の減価償却に上乗せ(損金計上)

→ **導入当初の法人税・所得税が軽減**



税制対象の
設備一覧は
こちら



みどり認定のメリット

- ② **融資の特例**（日本政策金融公庫の無利子資金等）が活用できます。
- ③ さまざまな**国庫補助金の採択で優遇**されます。

※対象事業の例：みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金など

みどり認定の申請手続き

☆グループでの申請をお勧めします【手続き簡素化】

同じ品目や取組を行うJAの生産部会など、グループ（団体）として認定を受けることをお勧めします。

☆既存の取組でも申請できます

既に認証対象の取組を実施している場合は、現状維持の目標を掲げる計画でも認定が可能です。

※新たな設備等の導入を伴う計画の場合は除く。

特に、エコファーマーの方は同じ取組で認定可能であるため、みどり認定への移行をお勧めします。

手続きの流れ

- ① 認定対象の取組のうち、取り組む活動内容を検討します。
- ② 5年間の実施計画と認定申請書を作成し、所管の農業事務所企画振興課へ提出します。
- ③ 農業事務所で審査・認定を行います。
- ④ 計画に従って、取組や設備投資を行います。



詳しくは、千葉県ホームページを御確認ください。⇒
お問い合わせは各農業事務所にお願いします。

